

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 相互救済事業に係る平成二年度の経営状況(総務管財課)
- 県営土地改良事業計画の決定(二件) (農村整備課)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成二年度の経営状況の通知があったので、同条第三

項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 臣 次

平成2年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1. 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

1,226

加入戸数

901,296戸

共済契約金額

3,592,820,510,000円

共済分担金

773,460,426円

罹災戸数

399戸

災害共済金

294,227,476円

復興建築助成戸数

299戸

復興建築助成金

86,610,553円

防火・住宅施設改善助成会員数

193

防火・住宅施設改善助成金

45,794,400円

災害見舞戸数

689戸

災害見舞金

44,881,271円

2. 収支計算

(1) 収入 共済分担金収入

773,460,426円

会 館 収 入

63,742,167円

その他の収入

200,237,877円

当期収入合計 (A)

1,037,440,470円

前期繰越収支差額	収入合計 (B)	支出事業費 (2)
129,118,356円	1,166,558,826円	508,879,904円
		管理費 267,907,224円
		公館管理費 63,539,667円
		特定預金支出 129,118,356円
		その他の経費 110,379,552円
	当期支出合計 (C) 1,079,824,703円	
	当期収支差額 (A)-(C) ▲ 42,384,233円	
	次期繰越収支差額 (B)-(C) 86,734,123円	

鳥取県告示第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業安田地区農道整備、農業用排水及び客土）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成三年七月三十一日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
赤碓町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業小波地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成三年七月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
淀江町役場

四 異議の申立て
 利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
鳥取市	団体菅東千代地区は場整備事業	昭和五十七年三月三十一日
"	土地改良総合整備事業（小規模排水）	平成三年四月二十三日
"	東里仁地区農業用排水農道整備	平成三年三月五日
"	土地改良総合整備事業（地域改善） 向島地区農道整備	平成三年三月二十五日
"	西円通寺地区農業用排水	平成二年三月十五日
"	倉田地区農道整備	平成二年三月二十三日
"	嶋地区農道整備	平成三年三月二十日

下味野地区農道整備 平成元年三月十日

倭文地区農道整備 平成元年三月二十日

円通寺地区農道整備 平成二年二月二十八日

土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）野坂西地区農道整備

野坂地区農用地造成 平成二年三月十五日

津ノ井地区農業用排水 平成二年三月九日

野坂地区農道整備 平成元年三月十五日

長柄地区農道整備 平成元年三月二十五日

久末地区農業用排水 昭和六十三年二月二十九日

津ノ井地区農業用排水 昭和六十三年三月十九日

瀬田蔵地区農道整備

布勢地区農業用排水 昭和六十三年三月十五日

農村総合整備モデル事業鳥取南部（東郷）地区は場整備 昭和五十七年三月二十日

農村基盤総合整備事業大郷（松原十号）地区農道整備 平成三年三月八日

大郷（松原八号）地区農道整備

大郷（松原九号）地区農道整備

大郷（松原十二号）地区農業用排水 平成三年三月二十日

明治(小原) 地区農道整備	平成三年三月十五日	明治(河内・宮ノ下) 地区農道整備	平成元年三月十五日
金沢第四地区農業用排水	平成二年三月二十五日	明治(河内) 地区農道整備	昭和六十三年十二月二十日
大郷(松原十三号) 地区農業用排水	"	農業用排水	昭和六十三年三月十九日
金沢第三地区農業用排水	"	津ノ井(紙子谷) 地区暗きよ排水	平成二年三月五日
津ノ井(香取) 地区農業用排水	平成二年三月九日	津ノ井(広岡) 地区暗きよ排水	"
大郷(松原十四号) 地区農業用排水	平成二年三月十五日	津ノ井(船木) 地区暗きよ排水	平成元年三月十五日
水	平成元年一月三十一日	津ノ井(香取) 地区暗きよ排水	平成二年三月五日
大郷(福井) 地区農業用排水	平成元年三月十五日	津ノ井(船木) 地区農業用排水	平成元年三月十五日
明治(金原第二) 地区農道整備	平成二年三月二十三日	津ノ井(香取第二) 地区農道整備	平成元年三月二十五日
大郷(金沢) 地区農道整備	平成元年三月十五日	津ノ井(祢宜谷) 地区暗きよ排水	平成二年三月五日
大郷(金沢第一) 地区農業用排水	"	紙子谷地区農用地造成	昭和六十三年十二月九日
大郷(金沢第二) 地区農業用排水	平成元年三月二十日	団体管同和对策事業島地区ほ場整備	昭和五十五年三月二十五日
大郷(松原) 地区農道整備	平成二年三月九日	農林業同和对策事業下味野地区ほ場整備	昭和五十七年三月二十日
津ノ井(香取第三) 地区農道整備	平成二年三月二十日	地区再編農業構造改善事業津ノ井東(生山)地区暗きよ排水	平成三年三月十五日
津ノ井(紙子谷) 地区農業用排水	昭和六十二年十二月十九日	津ノ井東(杉崎) 地区暗きよ排水	"
明治(金原) 地区農業用排水	昭和六十三年三月十九日	農業用排水	"
大郷(福井) 地区農業用排水	平成元年三月二十五日	津ノ井東(桂木) 地区農業用排水	平成二年三月二十日
大郷(金沢) 地区農道整備			

三朝町	津ノ井西(称宜谷)地区農道整備	平成元年三月二十五日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業報徳地区農道整備	平成二年三月十五日
"	松上地区農道整備	平成二年三月十二日
"	農村地域定住促進対策事業伏野地区農道整備	昭和六十三年十二月十二日
"	土地改良総合整備事業(一般)森地区区画整理	平成二年七月二十日
"	団体営ほ場整備事業旭東地区区画整理	平成二年三月二十日
"	旭西地区ほ場整備	平成元年三月十五日
"	土地改良総合整備事業(小規模排水)上西谷地区区画整理	昭和六十二年三月二十日
"	田代地区区画整理	昭和六十一年一月二十一日
"	小鹿南地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十七日
"	農村地域農業構造改善事業旭西地区農用地造成	昭和六十年十月三十日
"	西小鹿地区農業用排水とは場整備を一体としたもの	昭和六十年九月二十日
"	第二次農業構造改善事業吉田第四地区農用地造成	昭和五十七年三月二十日
"	吉田地区農用地造成	昭和五十五年十二月二十日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業加谷地区区画整理	昭和六十一年六月三十日
"	地域農業拠点整備事業大谷地区区画整理	昭和六十一年三月二十日

"	集落農業構造改造事業田代地区農用地造成	昭和六十年三月二十日
"	農用地利用増進特別対策事業木地山地区ほ場整備	昭和五十八年三月二十日

鳥取県告示第五百七十一号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき
 事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
 告示する。

平成三年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
岸本町
- 二 事業の種類
岸本町営公園墓地新設事業
- 三 起業地
1 収用の部分 西伯郡岸本町久古字尾ノ上及び字極楽寺山内
2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
岸本町役場

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年七月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	リバーズセゾン	マルホン工業株式会社
"	ガンソク	"
"	ウインク	"
"	リバーズ2	"
"	ハロウインII	株式会社三洋物産
"	ペンギンハウス	"

"	ホヨロソック	"
"	ホヨロソックA	"
"	サムライII	"
"	ライバーズパークCX	株式会社三共
"	ライバーズパークI	"
"	ボンキッドGP II	"
"	名人会GPA	"
"	フレルコンII	"
"	スパーダールドI	"
"	フエジー1・P2	太陽電子株式会社
"	マジナルP-2	株式会社ソノア
"	ニューメガホールD	"
回胴式遊技機	ミラクル	株式会社尚球社
ぱちんこ遊技機	グイナーナス	株式会社ニューギン
"	エキサイトカムカム	"
"	エキサイトカムカム2	"

登 録 所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】